

# 令和3年度 介護支援センター高原園 (居宅介護支援)事業計画

## 1. 目的

- ① 在宅で生活する40歳以上の要介護者等、又はこれらの者を抱える家族等に対し、在宅介護に関する総合的な相談及び情報の提供を行います。また、在宅の要介護高齢者及びその介護者の介護等に関するニーズに対応した各種の保健・福祉サービスが総合的に受けられるように関係行政機関、サービス実施機関等との連絡調整を行い、地域の要介護高齢者及びその家族の福祉の向上を図ります。
- ② 在宅の認知症高齢者等を抱える家族等の介護に関する心配事・悩み事について総合的な相談等に応じ認知症高齢者及びその家族の福祉の向上を図ります。
- ③ 利用者の日常生活全般を支援する観点から要介護等の相談に応じ居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することが出来るように「居宅サービス計画書」又は「介護予防サービス支援計画書」を作成します。

## 2. 基本方針

- ① 利用者が要介護状態等になった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自助、共助、公助を適切に組み合わせて主体性を尊重し自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮して援助します。
- ② 利用者の心身状況、その置かれている状況に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様なサービス事業者の連携を得て総合的かつ効果的に介護計画を提供されるよう配慮します。
- ③ 事業の運営に当たっては、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設等との連携に努めます。
- ④ 利用者の要介護認定等に係る申請に対して、利用者の意思を踏まえ、必要な協力を行います。また、要介護認定実施の有無を確認し、申請書類の支援も行います。
- ⑤ サービスの実施状況や利用者の要介護状態の変化等を的確に把握し、実効的なサービス利用を行います。
- ⑥ 上記の他「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(厚労省令第38号)」を遵守します。

## 3. 総合相談窓口業務

### 【目的】

高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活が継続できるように、高齢者のニーズや状態の変化に応じて必要なサービスが切れ目なく提供できるよう、地域包括支援センターと連携して「地域包括ケア」を進めることを目的とします。

#### 【方針】

##### ① 総合相談業務

本人や家族、近隣住民や地域関係者からの様々な相談に対して状況の把握を行うと共に緊急性及び専門性を判断し、本人や相談者自身に解決能力があると判断し、本人や相談者自身に解決能力があると判断した場合は必要なサービスや制度の紹介を行う。初期段階の対応で継続的・専門的な支援が必要と判断した場合は当事者への訪問や関係者から、より詳細な情報の収集にあたりと共に地域関係者や関係機関と連携し、課題の解決に向けた適切な支援を行います。

##### ② 地域におけるネットワークの構築と実態把握業務

民生委員協議会や市が開催する行事の参加を通じ、相互理解を進め、地域関係者と関係を作り、支援を必要とする高齢者の発見や見守り体制の構築、課題解決に向け協働していきます。

##### ③ 権利擁護業務

実態把握や総合相談の過程で認知症の進行が疑われる高齢者に対しては、その判断能力に応じて日常生活支援事業や成年後見制度の活用を検討し、高齢者やその家族に紹介する共に、必要な社会資源の利用が円滑にできるよう支援します。

##### ④ 介護予防対象者把握

地域の認知症カフェ活動などに参加・協力する中で、介護予防の視点で高齢者の相談に応じ、地域包括支援センターと連携し必要な啓発や支援を行います。

#### 4. 活動計画

##### ① 新規契約者の確保(稼働率の維持)

新規契約者の確保として近隣の病院(医療連携室等)・地域包括支援センターや地域の社会資源を活用する事によりネットワークの構築、新規契約者の確保(稼働率の維持)が出来るように活動を継続する。

##### ② 緊急時の対応

緊急の依頼があった場合も迅速に対応できるよう常に24時間連絡が取れるように努めている。

##### ③ 地域との交流

地域のイベント等に積極的に参加し地域との交流を図ると共に高原園居宅介護支援事業所の存在を随時アピールしていく。

##### ④ 研修の参加

居宅介護支援の事業については、常に最新の情報を取得するため公的な研修については、積極的に参加する。尚、研修参加後については、施設内で、会議等に資料配布参加効果等を発表し、情報の共有化を図る。

⑤ 太田市認定調査の協力

今年度も各自治体の認定調査の業務委託契約を継続し、依頼に応じて介護保険における認定調査を実施していくものとする。

5. その他

この事業計画については、事業の運営開始に伴い、必要に応じて変更・追加を行うものとする。

附則

この事業計画については、令和3年4月1日より施行する。